

八木山動物公園電力需給 仕様書訂正表

令和2年6月11日に公告した「八木山動物公園電力需給」について、仕様書の一部を下記のとおり訂正します。(令和2年6月19日)

記

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| <p>3. 常用発電設備並列運転に伴う受給協定について _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) 常用発電設備の連系基本条件</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) (略)</p> <p>ウ)動物公園の自家用発電設備による前項の悪影響が発生した場合には、<u>動物園</u>が補償するものとする。また、受注者が動物公園の対策効果を確認するまでは、動物公園は並列運転を行わないものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5)配電線路が無電圧となった場合の措置</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) 受注者の配電線路が無電圧の場合、動物公園は受注者の _____ との並列運転は行わないものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7)保護継電器の運用</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) 前項の整定値を変更するときは双方協議のうえ<u>電気事業者</u>の指示により動物公園が実施するものとする。</p> | <p>3. 常用発電設備並列運転に伴う受給協定について <u>(参考)</u></p> <p><u>八木山動物公園の自家用発電設備</u>に関して送配電会社（以下、項番3において「受注者」という）と次のとおり協定を締結している。</p> <p>(1) 常用発電設備の連系基本条件</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) (略)</p> <p>ウ)動物公園の自家用発電設備による前項の悪影響が発生した場合には、<u>動物公園</u>が補償するものとする。また、受注者が動物公園の対策効果を確認するまでは、動物公園は並列運転を行わないものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5)配電線路が無電圧となった場合の措置</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) 受注者の配電線路が無電圧の場合、動物公園は受注者の<u>配電線路</u>との並列運転は行わないものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7)保護継電器の運用</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) 前項の整定値を変更するときは双方協議のうえ<u>受注者</u>の指示により動物公園が実施するものとする。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>ウ) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9)情報連絡</p> <p>動物公園および受注者は電力系統の安全確保のため、設備の変更、事故防止<u> </u>に関連する情報について、相互に積極的に連絡するものとする。</p> <p>(10) (略)</p> | <p>ウ) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9)情報連絡</p> <p>動物公園および受注者は電力系統の安全確保のため、設備の変更、事故防止<u>など</u>に関連する情報について、相互に積極的に連絡するものとする。</p> <p>(10) (略)</p> |
|---|---|

以上